



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 16 日 (金)  
第 8 5 9 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (372) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (373) (Ⅱ) . . . . . 2
	福祉に関するアンケート調査の実施 (374) (障がい福祉課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2件) (375・376) (農地・水保全課) . . . . . 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙において選挙すべ き委員の数等 (377) (技術企画課) . . . . . 4
	廃川敷地等の発生 (2件) (378・379) (河川課) . . . . . 4
	農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収事務の委託 (380) (農業試験場) . . . 5
	園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収事務の委託 (381) (園芸試験場) . . . 6
	畜産試験場における生産品等の物品売払代金の徴収事務の委託 (382) (畜産試験場) . . 6
	中小家畜試験場における家畜類の物品売払代金の徴収事務の委託 (383) (中小家畜試験場) . . . . . 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (6) . . . . . 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (15) (教育総務課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人なかむら医院	西伯郡伯耆町大殿1086	平成26年4月1日
米子西クリニック	米子市彦名町1480-3	〃
ファーマシィ米子センター薬局	米子市上福原177-3	〃
ひまわり薬局	米子市尾高904-7	〃

## 鳥取県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町一丁目27-13	平成26年3月14日
米子ハートクリニック	米子市彦名町1480-3	平成26年3月30日
仲村医院	西伯郡伯耆町大殿1086	平成26年3月31日

## 鳥取県告示第374号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

福祉に関するアンケート調査

### 2 調査の目的

県の新たな障害者計画・障害福祉計画及び市町村障害者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
鳥取県全域
  - (2) 属性的範囲
    - ア 身体障害者手帳を所持している身体障がい（児）者（65歳以上の者にあつては、障害福祉サービスの受給者に限る。）
    - イ 療育手帳を所持している知的障がい（児）者（65歳以上の者にあつては、障害福祉サービスの受給者に限る。）
    - ウ 精神科医療機関に入院し、又は通院する精神障がい（児）者
    - エ 特定疾患医療費受給者証を所持している難病患者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 性別、年齢、家族状況など
    - イ 障がいの状況について
    - ウ 住まいや暮らしの状況
    - エ 日中活動や就労の状況
    - オ 障害福祉サービスの利用状況
    - カ 社会参加の状況
    - キ 相談相手の状況
    - ク 権利擁護について
    - ケ 災害時の避難等について
  - (2) 基準となる期日又は期間  
調査票の記入日（一部の項目については平成26年6月1日）
- 5 報告を求める者  
身体障害者手帳交付台帳等の台帳及び名簿から選定した約30,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法  
報告者に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する（一部は福祉施設又は医療機関を通じて調査票を配布及び回収する）。
- 7 報告を求める期間  
平成26年6月10日から同月25日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
おおむね4月
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページでの公表

---

#### 鳥取県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業久米ヶ原2期地区農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年5月16日から同年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第376号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業羽合浜地区農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年5月16日から同年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

湯梨浜町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第377号**

平成26年6月22日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により告示する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8人

2 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 なし

**鳥取県告示第378号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
一級河川千代川水系湖山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年5月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
鳥取市福井字臂力6地先、同市福井字下灘ノ一69-2地先、同字72-8地先及び同字1988地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 2,951.86平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

#### 鳥取県告示第379号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
一級河川千代川水系旧千代川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年5月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
鳥取市賀露町字中瀬ノ式800-6
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,308平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

#### 鳥取県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月16日

鳥取県農業試験場長 宮 田 邦 夫

- 1 委託の相手  
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

---

**鳥取県告示第381号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月16日

鳥取県園芸試験場長 村 田 謙 司

- 1 委託の相手  
地方卸売市場倉吉青果株式会社  
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社  
鳥取いなば農業協同組合  
鳥取中央農業協同組合  
鳥取西部農業協同組合
- 2 委託期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

---

**鳥取県告示第382号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、畜産試験場における生産品及び家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月16日

鳥取県畜産試験場長 岡 垣 敏 生

- 1 委託の相手
  - (1) 生産品  
鳥取県家畜改良協会  
大山乳業農業協同組合
  - (2) 家畜類  
鳥取いなば農業協同組合  
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部  
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
- 2 委託期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

---

**鳥取県告示第383号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、中小家畜試験場における家畜類の物

品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月16日

鳥取県中小家畜試験場長 赤 井 精

- 1 委託の相手  
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

---

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 6 号

平成26年第 5 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年 5 月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年 5 月23日（金） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題  
(1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について  
(2) その他

---

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第15号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年 5 月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年 5 月20日（火） 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題  
(1) 平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について  
(2) その他

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立学校（東部地区）デジタル印刷機賃貸借 24台

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成26年9月1日から平成29年8月31日までとする。ただし、平成27年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (4) 納入期限

平成26年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達に係る借入物品の1月当たりの賃借料（保守料等を含む。）並びに1月当たりのインク及びマスターの供給に要する一切の経費の合計額（以下「入札見積金額」という。）を見積もり、電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額にならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年5月26日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

### (3) 平成26年5月16日から同年6月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成26年5月16日から同年6月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 本件調達に係る借入物品を所有し（平成26年5月16日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

### (6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるデジタル印刷機の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現

に履行している実績を有する者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年5月16日（金）から同年6月6日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年5月16日（金）から同年6月5日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月6日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年6月25日（水）午前11時から同月30日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間、日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年6月30日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し

て提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成26年 6 月 6 日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Digital printers to be leased : 24 devices

(2) June 6, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(June 27, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立学校（中部地区）デジタル印刷機賃貸借 13台

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成26年9月1日から平成29年8月31日までとする。ただし、平成27年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (4) 納入期限

平成26年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達に係る借入物品の1月当たりの賃借料（保守料等を含む。）並びに1月当たりのインク及びマスターの供給に要する一切の経費の合計額（以下「入札見積金額」という。）を見積もり、電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額にならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年5月26日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

### (3) 平成26年5月16日から同年6月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成26年5月16日から同年6月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 本件調達に係る借入物品を所有し（平成26年5月16日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるデジタル印刷機の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

#### (3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年5月16日（金）から同年6月6日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成26年5月16日（金）から同年6月5日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月6日（金）の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成26年6月25日（水）午前11時から同月30日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間、日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日（金）午後5時までとする。

##### イ 開札日時

平成26年6月30日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

#### ウ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年6月6日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) 電子証明書  
本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : Digital printers to be leased : 13 devices
- (2) June 6, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) June 30, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders  
(June 27, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7913